

2番議員（志村直毅君）

笛政クラブの志村直毅でございます。

議長の許可をいただきましたので、本日最後の一般質問となりますが、私にとっては初めての質問でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

質問に先立ち、荻野市政の2期目のスタートにあたり、選挙を通じて訴えてまいりました、“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニーを市長と共に奏でさせていただきたい。そして、未来に希望が持て、生活に安心を与える笛吹市を共につくっていきたい。この思いを実現させるべく、私の背中を力強く押して議会に送ってくださった、子育て世代をはじめとした大変多くの市民の皆さまに、子どもにつけを回さないという政治姿勢で、全力で議員活動に取り組んでいくことをお誓い申し上げます。

また、上野議長が就任あいさつで述べられた「討論する議会の実現」のため、笛政クラブの先輩方をはじめ議員各位の皆さまと共に頑張っまいります。

それでは、通告に基づきまして質問いたします。

今年度、いよいよ笛吹市の総合計画、“ふえふき協奏曲第1番”で示された将来像、「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」の実現に向けて取り組みが始まっております。

そこで、まず、笛吹市総合計画の具現化における市民協働の取り組みについて、お伺いたします。

市民の主体的な活動を支える仕組みづくりとして、また、市民との協働によるまちづくり、地域づくりという、将来のまさに地域コミュニティの自治を見据えた支援策として、市民活動支援の重要性を改めて感じているわけですが、この市民との協働の手法による取り組みの現状と課題について、ご見解をお聞かせください。

また、総合計画には市民提案プロジェクトも掲げられ、この取り組みについて今年度からスタートいたしております。こちら市民との協働という中で、提案されたプロジェクトの実現に向けて取り組んでいくわけですが、“ふえふき協奏曲第1番”を市民と奏でていくという部分で、大変期待をしております。

また、市民協働ワークショップも既に十数回開催され、いずれは地域活動やNPOなどの活動が望まれる、担い手の育成に寄与していると考えます。

そうは申しまして、地域活動、市民活動の担い手は一朝一夕に育つわけではありませんから、笛吹市の将来を共につくっていく人材を増やしていくためにも、引き続き市民活動支援に取り組んでいただきたいと願っております。

さらに、市民のまちづくりへの参画は、市民目線での発想やアイデアの提案、同時に市民として何ができるのか、また、何をすべきなのかといった視点を培うとともに、施策の企画立案にも大いに貢献することが考えられます。

市においては、経営企画課と市民活動支援課が有効的に連携し、市民参画の積極的な活用をこれまでどおり、あるいは、これまで以上に図っていくことは、荻野市長の掲げる市民協働のまちづくりを、実りあるものとしていくことにつながっていくものと考えます。

この点について、総合計画を実行していく上で本市のお考えをお伺いたします。

続いて、笛吹市での出産・子育て・定住促進のための包括的な取り組みについて、質問いたします。

わが国で、1.57ショックといわれ、少子化の進行が注目されるようになった1989年以降の平成生まれの世代も、これから結婚や出産というライフステージに入っていきます。

当然、人の生き方はさまざまで一括りにできるものではありませんが、出産ということになると、おおよそ20代から40代の人口にかかってきますから、特にこれからそうした時期を迎えるであろう世代にとっては、笛吹市に住みたい。あるいは、市外からも笛吹市に住みたいという動機付け、また誘引となる子育て支援や教育施策の充実は、なにより重要であると考えます。

日本の国全体では、現在、30代中盤から後半、1971年から74年生まれの第2次ベビーブーム世代、団塊ジュニアといわれる世代を中心とした出産機会の暫増により、合計特殊出生率、これは2005年の1.26で底を打ち、2006年は1.32、2007年は1.34と回復しているかのようにも感じます。山梨県においても、2006年は1.34、2007年は1.35と同様の傾向にあるようです。

しかし、実際には出産数は減っており、晩産、少産といった傾向が続くことから、少子の状態は継続していくと受け止められております。

総合計画の策定過程で実施された基礎調査等を参考にすれば、笛吹市の15歳未満、いわゆる年少人口は平成29年には現在の約1万人余から千人程度は減少し、9,500人程度になるとの推計がされております。笛吹市の将来像を実現していくためには、その基礎である人、市民の人口減少は、できる限りこれを抑制していく。そして、年少人口の維持拡大を図っていく。すなわち笛吹市の基礎体力をしっかりとはぐくんでいく必要があるでしょう。

笛吹市の農林業をはじめとした産業振興も、観光都市としての発展も、これを担う人材が育ってこそ成し得るものであり、交流人口の増加による経済効果や振興策という「動」の政策とともに、長期的な視点で市の基礎体力を強化していくという、いわば「静」の政策ともいえる出産・子育て支援・定住促進のための取り組みも、着実に進めていく必要があると考えます。

笛吹市では、平成16年10月の合併後、国の次世代育成支援対策推進法に基づく市の次世代育成支援行動計画を策定し、「すくすく・生き生き子育てのまち 笛吹」を基本理念に、次世代育成支援・子育て支援の充実を図ってきており、さらに、これを定住促進につなげ、子どもと家族を応援する笛吹市として、また、一段進めた包括的な取り組みを行い、“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニーの演奏者たる市民をはぐくんでいく、現在もさまざま取り組まれている本市の出産・子育て支援策をトータルで、パッケージとして見ながら、さらに1歩、2歩とバランスよく進め、定住促進にもつなげていく、こうした観点から、以下の質問をさせていただきます。

まず、笛吹市では、出産・子育てを迎えた親に対して、笛吹市子育てハンドブックや母親学級などを通じて情報提供や学習の機会、出産や子育てのための準備を支援する取り組みが行われていることと思います。

また、最近では、一宮図書館での妊婦を対象とした、読み聞かせ教室「プレママ」が毎月第2と第4の金曜日に開かれているという報道もされております。

しかし、親になるための子育てのための学習の機会というのは、実際にはそう多くなく、

昨今は育児の孤立化やさまざまな要因から子どもへの虐待、あるいは育児放棄といった深刻な社会問題なども顕在化してきており、人口減少へ進む中で、子どもや家族を応援するためにも、その準備段階のサポートということも大切ではないかと考えます。

例えば、就学時健診を利用した子育て講座、母親学級に限らず両親学級とか、父母学級といった形での父親も含めた学習機会の創出、あるいは、スコニティ講座などを活用した、子育てサークルなどによる学習の場の提供など、さまざまな取り組みが考えられると思いますが、現状、どのような取り組みが行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

また、市には結婚相談員がいて、定期的な相談業務も行っておりますが、こうした機会を有効活用することも考えられます。現在、どのような取り組みがされているのか、お聞かせください。

次に、妊産婦・配偶者・家族などが出生届を入手・提出しやすい配慮がなされているかという視点から、出生届の産科医への配布についてお尋ねします。

出生届の用紙というのは、全国統一の書式で、市役所で入手することができますし、また、出産する病院や産院でも入手することができます。病院や産院では、出産後の妊産婦・配偶者、家族などへの配慮から、時折り役所に出向いて必要枚数をまとめてもらい、常備しておくようにしているというお話も聞いております。

実務的に、届出は本籍地、または住民登録している役所、出生地、提出義務者が滞在している土地の役所等で、提出することができるものと理解しております。

これを市内や市外、近隣の病院・産院に、通常は自分で書き込む提出先の記入スペースに、「山梨県笛吹市長」と印を押して、定期的に頒布しておき、例えば、出産して出生届を笛吹市役所に提出する場合、産科医から用紙をいただくときに、「笛吹市役所ではこうして出生届を病院にストックしておいてくれるんですよ」というような一言があったりすれば、渡された妊産婦や配偶者は、笛吹市では私たちの出産を、こんなところでもサポートしてくれているんだというメッセージを感じることでしょう。

分野は異なりますが、昨日、実施されたという石和温泉の改善を提言した覆面調査によれば、座布団についた染みといったこまやかなところまで、利用する側はサービス内容を実によく見ているという報告がなされ、おもてなしというのは、痒いところに手が届く、こういう側面も性格として持っているのだなと、改めて感じたところでございます。

出産・子育て支援に対する祝福のシグナルも、ほんの小さなことでも、大きなお金をかけなくてもできることもあるのかなということで、些細なことですが、産科医の負担を少しでも軽減し、また、出産後の妊産婦・配偶者・家族などへの配慮といった視点からも、検討できないかなと思います。この点についていかがでしょうかお伺いいたします。

次に、いわゆる誕生祝金のような制度、例えば、第三子が生まれると20万円のお祝い金を支給する。これは東京都練馬区、愛知県岡崎市などの例ですが、これについて現在、笛吹市についてはこうしたものはございませんが、晩産化、少産化という傾向の中で、3人、4人と出産をするご家庭へのお祝いとして、一時金の支給を行うことができないかと思いますが、この点についてご検討されるお考えはございますでしょうか、お尋ねいたします。

次に、不妊治療費支援事業の拡充についてお伺いしますが、国立社会保障人口問題研究所が2002年に実施した結婚と出産に関する全国調査、夫婦調査によれば、4組に1組

の夫婦が子どものいない夫婦では、約半数が不妊を心配したことがあるという結果が出ており、30代、40代と年齢が上がるにつれ、検査や治療の経験も高くなってきています。結婚すると大抵の場合、不妊かどうかということは、なかなか分からないことが多いですから、周囲から子どもの誕生を期待され、時には「早く」「まだなの」などと促されたりもして、わが子の誕生を願う当事者にとってみれば、プレッシャーであったり、大変デリケートな悩みだったりする中で、笛吹市においても、昨年度からこの不妊治療費支援事業が開始されております。

不妊治療費の経済的負担を軽減し、1組でも多くの悩みを抱えるカップルに対して、この事業も少しでも充実していければと思っていたところ、9月議会において、事業への関心の高まりが報告されるとともに、積極的な利用があったこと。また、来年度からは年2回の助成に拡大していくとの方針が示され、うれしく思っているところでございます。

そこで、今年度、これまでの利用についてどのような状況でしょうか、お尋ねいたします。

次に、乳幼児医療費助成の年齢引き上げも含めた、さらなる拡充の検討についてお聞きします。

出産・子育て支援、そして定住促進のために、包括的な取り組みを展開していく中で、現金あるいは現物給付のあり方や、ニーズに合致した制度設計などを随時検討しながら、出産前の妊婦健診、出産、出産後の育児支援、各種手当、小児医療などをパッケージとして、これを総合的に充実させていくことが大切であり、仕事と出産、子育ての二者択一構造の解決につながる取り組みを自治体としても、しっかり実施しているというシグナルを、ともし続けていかなければなりません。

笛吹市では、「こんにちは赤ちゃん事業」といった新しい取り組みもすぐに導入し、子育て支援センターや、つどいの広場の開設、他方、保育・教育環境の充実も進めている状況にあり、乳幼児医療費の助成については、既に9月議会において、新年度から通院の助成対象年齢を入院と同じ就学前までに拡大し、併せて入院時に負担する食事療養費についても、助成の対象としていくという、市長の決断がなされ、不妊治療助成の拡大とともに市の子育て支援メニューの着実な進展が、さらに図られたと思っております。

そのような中で乳幼児医療費の助成は、一方で、今般の選挙を通じましても、保護者の要望としてさらなる引き上げをという声も、私のところにも少なからずいただいております。これは十分財政的な精査と想定される課題、パッケージとしての支援策の充実といった観点からの分析など、来年度の助成拡大後も、これで終わりということではなく、引き続いてさらに検討していく必要もあると考えております。当局として今後の継続的な検討について、ご見解をお伺いします。

次に、乳幼児健康支援一時預かり事業についてですが、笛吹市の次世代育成支援行動計画では、特定14項目の目標事業量が設定されております。

これは定量的な目標数値を参考にしたいという国の意向から設定され、また進捗状況が公表されているものと理解しておりますが、笛吹市では、夜間保育やトワイライトステイ事業など、地域の実情に即していないと思われる5事業を除いた9事業について、それぞれ数値を設定し、その実現に向けて鋭意取り組まれているものと思います。

特に、延長保育や一時保育については、計画策定時の設定目標値をはるかに上回る実績

となっており、保護者のニーズに大きく応えて成果を上げていると言え、保育ニーズにしっかり対応しているものと受け止めております。

また、ファミリーサポートセンター事業においても、平成19年4月の事業開始から、当録会員数も順調に増加し、さらに拡大を図っているとお聞きしております。

その一方で、今年2月から登録看護師を確保して事業を開始しました、この乳幼児健康支援一時預かり事業については、派遣型ということで利用がなかったということですが、保育ニーズもさまざまですから、大変ご苦労されている部分もあろうかと思えます。

笛吹市の次世代育成支援行動計画も、平成22年度から後期計画期間に入ることから、計画の見直しも視野に入れる中で、このことについての分析、今後の対応等についてお聞かせください。

そして、包括的な出産・子育て・定住促進の取り組みについて、最後になりますが、子育て中に必要な情報を提供する取り組みについてお伺いします。

市では、既に先に申しました笛吹市子育てガイドブックを発行し、出産や子育てに関する情報を集約して、分かりやすく提供しているほか、ホームページでも情報を提供されております。

産後や、特に乳幼児期の子育て中は、必要な情報を得にくかったり、冊子や広報等ではしかたのない面もございますが、情報自体のタイムラグ、古くなってしまったり、ということもあることから、鮮度の高い情報提供をホームページや携帯サイトなどを通じて、さらに進めていってほしいと願っております。

また、情報提供とともにインターネットや携帯端末を利用した子育て情報の発信、親同士の交流・情報共有といった取り組みも併せて考えられるだろうと思えます。

このような子育て中に必要な情報提供について、今後の取り組みをお聞きして、私の一般質問といたします。

ご清聴ありがとうございました。

議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を加藤市民環境部長。

市民環境部長（加藤寿一君）

志村直毅議員の一般質問、笛吹市総合計画の具現化における市民協働の取り組みについて、お答えいたします。

答弁に先立ちまして、市民と行政との協働について確認させていただきたいと存じます。

昨今、市民と行政との協働の必要性が叫ばれる背景には、少子高齢社会の到来と市民ニーズに対応した持続可能な社会の構築という、地域社会が抱える「より暮らしやすい、安全安心な地域社会」をつくることへの必然的な課題があります。

これまでの公共サービスは、主に行政が主体となって実施されてきましたが、市民ニーズに応え、市民自身が満足できる地域社会をつくり上げるために、主体的に公共に踏み出していく必要が生まれてきたともいえます。

また、行政においても、地域分権型社会への移行や行政経営の考え方による効率的な市政の運営が求められており、これまで担ってきた公共サービスのすべてを継続することが

難しくなっています。

こうしたことから、より高い地域社会の理想を実現し、市民が満足できる安心、安全な市政を継続するためには、「協働」という手法を使い、新しい「公共」、言い換えれば「地域自治によるまちづくり」の取り組みが求められています。

そこで、笛吹市では、第1次笛吹市総合計画において、「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」として、市民と行政との協働による将来像を描こうと位置づけております。

また、市民と行政の協働の概念を考えてみますと、最終的な「協働」は1つではありますが、そこへ至る形態は大きく2つに分類することができるものと考えております。

まず、1つ目は、行政が行う施策や市民サービスに、市民の皆さんに企画段階から実施、検証まで参画していただき、そのサービスの質と効果を高めていこうというものです。そこには、「市民による市民のための行政施策の実現」というコンセプトが存在します。

これまでも、各種の審議会、検討委員会、施策推進委員会、事業実行委員会などへの市民参画や、市民ミーティング、パブリックコメントなどの手法により、取り組んできておりますが、これらの取り組みをさらに拡大することが必要であるものと考えております。

2つ目は、まちづくりは必ずしも行政が主体となるものでなく、市民自らが活動主体となってまちづくりを行うという概念です。

市民がその居住する生活空間において、地域ルールを定め、守り、安心・安全な暮らしやすさを追求し、そして、つくっていくというコミュニティ活動や、地域の祭りなど地域の連帯感の醸成などの活動です。

これは、個人や家族ができることは自分たちで、地域の範囲でできることは地域で、それできないことは行政でという、「自助」「共助」「公助」といった「三助論」のうち、主に「共助」の部分であります。

また、そこには各種の団体の活動や、ボランティア活動、NPOなどの活動も、その範疇に入るものと理解しております。

さらに、将来、行政のスリム化、小さな市役所が実現する場合は、「公助」の一部分も担っていただけるようなイメージを持っていただくことが、大切であると思います。

ご質問の1点目の、市民協働の手法による取り組みの現状についてであります。現在、市民協働実現に向けて、前述の二通りの手法から進めております。

まず、1つ目の形態、市民の行政参画を主としての取り組みですが、現在、総合計画に掲げた市民提案プロジェクトによる協働の事業実現に向けて取り組んでおります。

市民提案プロジェクトにつきましては、市民ワークショップの提案を基に、市民参画による具体的な企画、運営、評価を実施するものと位置づけられております。

現在、企画の段階としてワークショップによる具体化に向けた検討が進められているところですが、今後、運営や評価への具体的な参画といった形で、行政施策に対しての市民協働の取り組みが実現していくものと考えております。

次に、2つ目の形態、市民の主体的なまちづくりであります。市民と行政との協働の取り組みを進めるに当たり、市民の自主的、自発的な活動を促進し、地域づくりを進める活動の基礎をつくることをミッションとして、市民との協働事業の取り組みを啓発し、取り組みの仕組みづくりを進めようと努めているところであります。

地域には多くの人材や意欲、エネルギーが埋もれており、それを発掘して集団、グループ化していくこと、その方たちが核となって地域づくりを進めるコミュニティへと成長していくことが、これからの地域社会を安全安心な、市民の満足できるよりよい地域を実現する道であると考えております。

現在、そのための支援策として、市民ボランティア・NPO法人助成事業や市民活動支援講座の開催、活動支援拠点の整備、情報の提供や共有、公開システム構築の検討等の取り組みにより、地域自治への意識の高揚を促進しています。

また、まちづくりは市民と行政との協働により実現するとの認識に基づき、市民協働ワークショップによる、市民の皆さまに協働への意識や関心を持っていただく取り組みも行っております。

続きまして、ご質問の2点目の、経営企画課と市民活動支援課の有効な連携と市民参画の活用についてであります。経営企画課が進めております総合計画市民提案プロジェクトも、市民活動支援課が取り組んでいる地域振興促進事業も、冒頭述べましたとおり、市民と行政との協働の実現が、ゴールであることにほかなりません。

協働は、「複数の専門性がそれぞれの満足を追求しながらも、協力し合って新しいものを生み出すことである」といわれております。

市民と行政との協働は、その新しい公共のあり方を模索しながら、地域・コミュニティにとって満足できる、より良い地域社会の実現がゴールであると考えております。

このため、協働の認識、パートナーシップの意識を高めながら、すべての分野で市民の皆さまとの協働が実現できるような体制づくりが重要でありますので、横断的な連携を強化しながら、さまざまな角度から取り組んでいきたいと考えております。

総合計画に掲げる将来像「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」具現化に向けて、これからも努力してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（上野稔君）

2問目の答弁を内藤保健福祉部長。

保健福祉部長（内藤運富君）

志村直毅議員の一般質問、出産・子育て・定住促進のための包括的な取り組みについて、お答えいたします。

まず、1点目のご質問であります、結婚ならびに子育てのための「準備教育」についてお答えいたします。

はじめに、笛吹市結婚相談所の組織および目的についてご説明いたします。

笛吹市結婚相談所は、幸せな家庭づくりを促進するため設置されました。

来年3月に、2年の任期が満了を迎えることとなります相談員は、現在13名おります。

毎月2回、第1金曜日と第3日曜日の午後1時半から4時半まで、結婚相談や結婚相手の紹介をしていただいております。登録者数はこの1年間で倍増し約100名を数えておりますが、増加に伴うニーズや要求に応えること、プライバシー保護等、業務も複雑化しております。

可能な限りニーズに応えるため、相談員の能力向上を目的とした研修を行うべく、今回補正を計上したところで。

以上のように、笛吹市結婚相談所については、幸せな家庭づくりを促進するために、結婚相談や結婚相手の紹介などを行うことを目的に設置されているものであり、ご質問のような結婚ならびに子育てのための、「準備教育」としての目的の組織ではないことをご理解ください。

次に、子育てのための「準備教育」についてですが、母子保健法では妊娠したときは市に妊娠の届出をし、市は母子健康手帳を交付することとなっております。この時から出産を迎えるお母さんとのかわりが始まります。

母子担当保健師による出産への心構えや、子どもを育てていくための妊婦の意識や行動、夫を含めた家族環境などの状況把握を行うとともに、必要な情報提供をいたします。

特に出産に対しての教育や支援を目的とした「母親学級」の実施、出産後には保護者を対象に「育児教室」を、また新生児訪問や成長に応じた各種健診を行っております。

妊産婦や、育児者、乳幼児の抱える課題はそれぞれであるため、保健師等専門職が相談・訪問等を通じ、妊娠期から一貫した総合的な母子保健事業を展開しております。

次に、出生届用紙の産科医療機関への配布についてですが、出生届用紙には、赤ちゃんが生まれますと医師の出生証明を記入していただく欄があります。

その用紙を医療機関が事前に保管することにより、保護者の利便性が図られると思われま

す。市としましては特に配布はしておりませんが、医療機関が窓口にまとめて取りに来ているのが現状です。

出生届用紙は標準様式で定められており、全国一律で使用できますので、従来どおり必要に応じて医療機関が最寄りの役所にてお受け取りいただくほうが、効率的と思われる。次に、仮称・出産奨励金の創設についてお答えいたします。

出産奨励金を実施している自治体があり、少子化に対する一つの姿勢であると思いますが、本市では、笛吹市次世代育成支援行動計画が策定してあり、これによる各事業の推進と、母子保健事業による支援等取り組んでおります。

この事業を実施している自治体の事業効果等を研究してみたいと思います。

次に、不妊治療費支援事業の拡充についてお答えします。

不妊治療は、身体的にも経済的にも負担が大きく、子どもを持つことを諦めざるを得ない夫婦も少なくありません。

市ではこれらの夫婦を支援するために、平成19年度より不妊治療費支援事業を実施してまいりました。

助成内容は、治療に要した自己負担額の半分を10万円を限度に年1回とし、5回までを助成するものとなっております。

本年度は、現在31件の申請がございまして、8件の妊娠が成立しております。

想定外の申請件数であり、助成金に不足が生じますので、今定例議会にて補正予算のお願いをしております。

事業の拡充につきましては、今年度の事業成果を踏まえ、経済的負担のさらなる軽減を図るため、来年度より年1回を2回にすることで支援の拡充を行う考えであり、それに向け準備に取りかかっているところでございます。

次に、乳幼児医療費助成のさらなる拡充の検討についてのご質問にお答えいたします。



乳幼児医療費助成につきましては、子育て家庭の負担の軽減を図るため、平成18年4月から市単独事業として、国民健康保険加入世帯の市内医療機関窓口無料化を実施してきましたが、本年4月からは、県下一斉に医療機関窓口無料化が実施されたところであります。

また、市では、助成対象年齢を、県と同様の5歳未満の通院と小学校就学前までの入院を助成の対象としてきたところでありますが、新年度から通院の助成対象年齢を、入院と同じ就学前までに拡大し、入院時に負担する食事療養費についても、助成の対象としてまいりたいと考えております。

今後のさらなる拡充につきましては、市単独事業であるため、医療費の推移を見極めながら、段階的に検討してまいりたいと思います。

次に、乳幼児健康支援一時預かり事業についてのご質問にお答えいたします。

乳幼児健康支援一時預かり事業、いわゆる病児・病後児保育事業は、病気や病気回復期にあるお子さんを、保護者に代わって看護・保育するもので、病院等でお預かりする施設型と、看護師が自宅へ出向いて保育する訪問型とがあります。

市では、本年度、訪問型で利用できるような必要な予算を計上し、在宅の看護師さんを広報等で募集しましたが、勤務形態が短期で突発的になるために、応募がない状況であります。

このため、利用の照会があるときは、軽度な病児保育についてはファミリーサポートセンター事業での対応が可能であることから、事前に登録をお願いし、緊急時に利用を行っているところであります。

次に、子育て中に必要な情報を提供するための取り組みについてのご質問にお答えいたします。

市では、本年3月に「子育てガイドブック」を作成しました。

これは、子育ての不安や悩みを少しでも解消していただくために、出産前から中学生まで年齢階層ごとに、行政サービスや子育て支援策、各種相談窓口など、さまざまな子育て情報を掲載したものであります。

また、制度的なサービスにつきましては、法改正により内容の修正が必要となりますので、2年くらいを目途に改定してまいります。

ガイドブックの配布につきましては、保育園の保護者や子育て支援センターを利用する方にお配りしたり、児童手当現況届けの提出時にも、窓口でお渡ししております。

さらに、健康づくり課においても母子手帳の交付時にお渡ししたり、児童課窓口や支所でも必要な方にはお持ちいただいております。

また、見たいとき・必要なときの対応として、市のホームページへの掲載もしてあります。

今後は、携帯電話からのアクセスに対応できないか、担当部署と研究を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、子育て支援の充実に努め、「安心して生み育てられる環境づくり」を推進することが、定住促進の一策であると考えます。

以上、答弁いたします。

議長（上野稔君）

再質問を許します。

志村直毅君。

2番議員（志村直毅君）

大変、丁寧なご答弁をありがとうございました。

市民活動支援の取り組み、市民協働の取り組みについては、これからも力強く進めていただけていただけると理解しております。

私、一市民としても、しっかりこれを見守りながら、また取り組みを支援していきたいと思っております。

また、包括的な出産・子育て支援・定住促進のための取り組みについても、ご丁寧にご答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。

いくつか再質問をさせていただきたいことがございます。

まず、1点目ですが、乳幼児健康支援一時預かり事業について、訪問型という中で、実際には看護師や保健師の方の確保についても、大変なご苦労があることと承知しております。また、では施設型なのかということになりますと、これも大変なことなのだろうと思えます。

これまで、施策が計画どおりに進捗しているかどうかというところに、事業の点検・評価のスポットが当てられていた傾向が、一般的だったと思いますが、とりわけ特定14項目の事業については、全国一律で同様のニーズがあるものというわけではないと思えますし、地域の実情に応じた利用者のニーズを、この場合は保育ニーズという視点に立って、包括的な制度設計と未来への投資としての効果的な財政投入といった観点から、次世代育成支援の後期計画策定に向けて、よく検証しながら、より利用者の視点に立った病児病後児保育の支援のあり方を検討していただきたいと、私も一保護者としてそのように思います。

そういった状況の中で、看護師、保健師の募集も苦労されていると思うわけですが、現状の申し込み・問い合わせの状況が分かりましたら、参考までにお知らせいただけたらと思います。

次に、子育て中に必要な情報を得ていくためのツールとして、特に若年世代には携帯サイトの利用などが多いことから、笛吹市の携帯サイトの充実、これも研究していただけたらということでしたので、コンテンツのテキスト化、通信費の抑制につながります、こういったことも念頭にアクセシビリティの向上を図っていただきたいと思えます。

この子育てハンドブックの改定の際には、あるいは独自にこういったものを発行している事例もありますが、父子手帳機能といったものの付加といったことも、ぜひご検討していただきながら、父親の子育て参加、子育てを喚起して、ワークライフバランスの実現に資するような情報提供も検討していただけたらと思います。

よろしくお願いたします。

議長（上野稔君）

答弁を求めます。

内藤保健福祉部長。

保健福祉部長（内藤運富君）

まず、最初に、乳幼児健康支援事業、いわゆる一時預かり事業についてですが、今年度、

計画を進めて実施しているところでございますが、なかなか、先ほど申し上げましたように、看護師・保健師さん等の申し出がないというような状況でございますが、これまでの取り組みを検証し、保育所や病院などの実施場所の受け入れや、実施形態について、今後どのような方法がよいのか十分な分析をし、今後も研究してまいりたいと考えております。

看護師・保健師等につきましては、なかなか、乳幼児に対する利用が少ないとか、安定的な時間が確保できない、利用が少ないために確保できない等について、なかなか一日中いること自体が、いてもそれだけの利用が見込めないとかというような形になりまして、非常にそういう点ではなかなか申し出がないということで、市のほうも苦慮しているところでございますが、先ほど申し上げましたように、今後どのような方法がよいのか、もう一度いままでの内容を精査し、検証し、次に向けての研究をしていきたいと思っております。

あと、子育てガイドブック等につきましても、議員から話がありましたが、携帯電話からのアクセスにつきましても、市長が常々申しております、積極的な情報の公開ということで、開かれた市政ということで取り組んできているわけでありまして、これにつきましても、どこまで細かく発信できるかというような点について、担当部局・部署とも研究し、進めてまいりたいと思っております。

また、議員さんのお手元にある市のガイドブック等がございますが、それらを身近なところでぜひ活用していただき、これからの市の、特に福祉につきまして制度的な面も、また施設的な面もさまざま網羅されておりますので、ぜひ活用していただき、支援をお願いしたいと考えております。

再質問の答弁といたします。

議長（上野稔君）

再々質問を許します。

志村直毅君。

2番議員（志村直毅君）

ご答弁ありがとうございます。

非常に利用が得られないという状況は、行政としても心苦しいと思っておりますし、また、私どもも、これは前向きに視点を変えて、どんなふうな方策がいいのか、よくよく検討していく必要があるなと思っておりますので、ぜひまた議論をさせていただきながら進めていけたらと思っております。保護者として、こういったニーズもあろうかと思っておりますが、今後どういった提供をしていくのかというところでは、やはり現実的にはいろいろ難しい部分もまだまだあるなど、このように受け止めております。

1点、子育て中に必要な情報を提供していただくという中で、参考といいますか、お伺いさせていただきたい部分がありますが、現在、政府のIT戦略本部・特別テーマ評価検討委員会というところで、結婚・妊娠・出産育児のケーススタディを行って、先般、中間報告というものが公表されました。

これは妊娠から出産・育児まで必要書類が20種類以上、提出先は30カ所以上ともいわれて、さまざまな手続きがあることに対して、国民実感としても負担感が高いというふうに予想されまして、また、医療、電子行政の両分野にもまたがるテーマであることから、国民の利便性の向上と行政のBPRの実現に、BPRというのはビジネスプロセス・リエ

ンジニアリング、すなわち組織や業務の改善を分析して、主に情報システムを取り入れなどして合理化、最適化をしていくということでございますが、これを特別テーマとして、具体的に結婚・妊娠・出産・育児を取り上げて、取り組んでいこうというもので、子育てで大変な親が走り回るのではなく、代わりにデータが走り回ると、こういったことで利便性の向上を目指しているようです。

特に、包括的な出産・子育て・定住促進の取り組みにおいて、こうした情報もしっかり視野に入れていただきながら、進めていただけたらと思います。最終報告等の経過を見ながら、ぜひご検討をお願いいたします。

ご所見をお伺いしまして、終了させていただきます。

議長（上野稔君）

答弁を内藤保健福祉部長。

保健福祉部長（内藤運富君）

再々質問にお答えいたします。

妊娠から出産まで、また育児につきまして業務の改善ということであると思いますが、今、さまざまな機械化が進んでおりますので、そうした一つのいき方と、もう1点は、大事なことは私たちの身近な部分で保健師等が直接かわりをもって面談し、細かなところを声を聞いて的確なアドバイスをしていく、このこともより大事ではないかなと思っております。

ですから、これからの業務の改善と機械化した業務の改善と併せて、私たちの誠意ある、ぬくもりのある、一人ひとりに対する、子育てに対する対応も忘れてはならないと、このように思いますので、議員が申された業務の改善と併せて、なお一層取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（上野稔君）

以上で、志村直毅君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

23番、前島敏彦君。

23番議員（前島敏彦君）

2問目の出産・子育て支援・定住促進のための包括的な取り組みという点で、質問させていただきます。

保育ニーズに応えながら進めていくとのことございまして、今議会の行政報告でも述べられました、保育所ビジョンを本年度中に作成していきたいとのことございまして。

このことにつきまして、詳細についてお伺いしたいと思います。

議長（上野稔君）

内藤保健福祉部長。

保健福祉部長（内藤運富君）

前島議員の関連質問にお答えいたします。

保育所ビジョンの策定につきましては、保育所ビジョン策定委員会、ならびに保育所ビジョンのワーキンググループを11月28日に立ち上げたところでございます。

策定委員につきましては、民生児童委員の代表、また保育協議会の代表、保護者会の代

表、教育関係者、また指定管理受託者の事業者、保育所の職員、市関係の12名の策定委員をもって、市長より委嘱をいたしたところでございます。

また、ワーキンググループにつきましては、市内の公立、また私立保育園の園長と主任、一般保育士といった各層からのメンバーをもって構成いたしました。また、市内の小学校教員やさらに山梨学院大学の保育士養成研究スタッフ2名の先生にもお願いし、総勢18名のワーキンググループを結成し、これにつきましても市長より委嘱をさせていただきました。

これによりまして、今後、このメンバーを中心に策定してまいります。

ビジョンの柱といたしましては、特に基本的な生活習慣の学び、第1点目でございます。2点目には、安心・安全な保育。3番目には、小学校とのかかわり。4番目には、食育への取り組み。5番目には、子育て相談と関係機関との連携。6番、職員の資質の向上と保育サービス。

以上、6項目等を中心に策定を考えております。

保育所ビジョンにつきましては、年度末までの策定を目指しておりますが、中には時間をかけて十分な意見を出し合ったらどうかとの話も出ております。

個々の保育所の個性を尊重しながらも、笛吹市の統一した保育所指針により、将来を担う子どもたちの健全な育成を願い、保育所にビジョンを策定してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁といたします。

議長（上野稔君）

再質問ありますか。

（なし）

関連質問ありますか。

16番、大久保俊雄君。

16番議員（大久保俊雄君）

持ち時間が少なくなってきました、私もこの年になって初めて出産・子育てを目の当たりにしまして、父親も極力協力できることはないかなと、サポートできることはないかなと思う中で、市民との協働という視点から、情報の提供ということでガイドブックをつくられたわけですが、そのほかにもホームページ、今一番、若い世代、われわれよりも下の世代というのは、ホームページを開いて情報を収集するという中で、ホームページをリニューアルする中でいろいろな情報、例えば、見た人からこういう情報はよかったとか、インターネットを見ましても映画の情報、食べ物の情報、「良い」「悪い」「普通」とか、こういった評価・意見も、逆にまた市のほうへ提供して双方向の、市からまた情報するという、フィードバックといいますが、相互性のあるホームページを考えていただきたいというのが1つと、もう1点、届け出のされていない妊婦、今、届け出すれば母子手帳を交付というようなことがありましたが、いろいろな経済的な事情とか届け出のない妊婦さんに対するフォローアップというのが、なかなか日の目を見ないといいますが、いろいろな情報があるんですが、ともすれば社会問題になりかねない状況で、その2つを簡潔にお伺いしたいと思います。

議長（上野稔君）

内藤保健福祉部長。

保健福祉部長（内藤運富君）

関連質問にお答えいたします。

先ほど、話がありました中で、逆に意見をいただくという点についてはどうかということでございます。大変ありがたいことだと、私も感謝しております。一方通行でなくて、できたらそういうことが可能であればということで、また担当部局とも、どういう形が可能なのか、研究してまいりたいと思っております。

また、育児につきまして悩みがある部分、そうしたことに對しましても、妊娠から保健師が関わりを持ってまいりますので、より親切に丁寧に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁といたします。

議長（上野稔君）

ホームページの部分で池田経営政策部長。

経営政策部長（池田聖仁君）

現在、ホームページのリニューアルに向けて取り組んでおりますが、いろいろな市民の皆さんへの情報提供につきましては、多くの情報をホームページの中で発信していきたいと、基本的には考えております。

なお、市民の皆さんの市へのフィードバックの部分につきましては、市長への手紙制度を設けておまして、いろいろなご意見をちょうだいしております。市政の中で市民のご提案とか、今やっている施策についてのご意見とかちょうだいしております。

制度的には、そんなシステムを構築してございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと1点、先ほどから志村議員のご発言の中で、携帯電話によるサービスということがございますけれども、いろんな計画をテキスト化いたしまして発信することは可能でございます。ただ、子育てガイドブックに特定すれば、現在のサーバーで対応はできますが、いろんな計画すべてをテキスト化、いわゆる文字として、電子情報として携帯電話で発信するということは、かなりボリュームが大きいものですから、ちょっとハードルがあるのかなと。

あと1点は、ホームページ上でございますと、いろいろなフロー図とか絵とか、大変見やすくなっておりますが、携帯電話では文字情報だけでございますから、大変見づらいということと、それから携帯電話も、これは契約の方法ですが、インターネットを使う場合について、使いたいだけ使っても、基本料金はこのくらいで済むというような契約がしてあれば問題ないんですが、いわゆるデータ量が多いですから、そういう契約をされていない方ですと、大変料金が高額になってしまうという現実的な問題もあります。

どのような情報を携帯電話の中に発信できるかということは、また担当部署とも検討を進めさせていただきまして、なるべく多くの情報につきましては、ホームページの中で発信していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（上野稔君）

関連質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。